

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野田村は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

野田村長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、131、132、144及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田20地割14番地 0194-78-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田20地割14番地 0194-78-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う事務で使用する端末において、端末起動時にはID・パスワードを、システムログイン時には、生体認証を入力することにより、不正アクセス対策を行っている。また、システムで権限設定により個人番号の閲覧できる職員を制限している。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う事務で使用する端末において、端末起動時にはID・パスワードを、システムログイン時には、生体認証を入力することにより、不正アクセス対策を行っている。また、システムで権限設定により個人番号の閲覧できる職員を制限している。	

變更箇所

[illegible]